

# 令和4年度事業計画

本会定款第5条に基づき、令和4度の事業を次のとおり行う。

(第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。)

## 1. 医療保険制度の円滑な運営に関する事業

- ①各保険者との協議会、保険講習会、保険勉強会を開催するとともに、療養費審査委員会、近畿管区内連絡協議会に出席し、受領委任払い制度の維持及び国政の健全な運営に協力し、一般県民の利益を守るとともに健康維持増進に貢献する。
- ②近畿ブロック保険対策委員会に出席及び日整、近畿ブロックの保険事業に協力し、社会保険制度の健全な運営に貢献する。

## 2. 柔道整復学の研究に関する事業

- ①学術研究会、学術勉強会、論文勉強会、学術研究発表会、超音波勉強会を開催及び他府県の学術講習会に出席し、柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献する。
- ②近畿学術委員会、近畿超音波画像観察小委員会に出席し技術の研鑽を図り、一般県民へ更なる良質な施術提供に努める。
- ③公益社団法人日本柔道整復師会第45回近畿学術大会京都大会の準備等に協力し、近畿ブロックでの柔道整復学の向上を図り、一般県民の健康維持増進に貢献する。

## 3. 柔道整復術の普及啓発及び柔道整復師の資質向上に関する事業

- ①臨時広報誌、かわら版を発行し、定期的に広く情報を発信する。
- ②ホームページを随時更新し広く一般に情報を公開する。
- ③生涯学習講習会を開催し、会員の資質の向上を図り地域に貢献する。
- ④新規入会会員に対して指導を行い、新規入会者を養成することで、公益事業に資する人員育成を行い、地域に貢献する。
- ⑤学術講師講演会を開催し、学術的研究及び普及啓発並びに柔道整復師の資質向上を図り社会に還元する。
- ⑥匠の技伝承プロジェクト指導者養成講習会に参加し柔道整復師に認められている骨折・脱臼の整復固定を確実にを行い知識と技術を伝承し、柔道整復師の施術に還元できるよう努める。

#### 4. 県民の保健福祉推進を図る事業

- ① 支部活動、救護・トレーナー活動、健康運動指導を支援及びテーピング講習会を開催し、ボランティア活動を通じて地域に貢献する。
- ② 和歌山長寿プランの活動の推進と体制の構築を通じて、地域の活性化に貢献する。

#### 5. 県民の体位向上に関する事業

- ① 第34回和歌山県柔道整復師会少年柔道大会ならびに第4回和歌山県柔道整復師会少年柔道形競技大会を主催し、広く県下の少年少女に競技大会参加の機会を付与し、青少年の健全な育成を行う。
- ② 近畿ブロック少年柔道合同練習会、近畿ブロック少年柔道形競技会へ参加。  
第31回日整全国少年柔道大会・第12回日整全国少年柔道形競技大会への協力及び近畿ブロック柔道担当者会議に出席し、一般国民に対して、柔道競技を通じて心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とし、日整、近畿ブロック主催の柔道大会や練習会の運営に協力する。
- ③ 和柔整柔道倶楽部を運営し、柔道の指導やリモート配信を活用した遠隔指導を通じ少年少女の健全な育成に貢献する。

#### 6. 会員の福祉の増進及び相互扶助に関する事業

- ① 敬老の慶祝、物故会員の供養を行い会員の福祉の増進及び相互扶助を図る。

#### 7. その他本会の目的達成のため必要な事業

- ① 和柔整だよりを発行し、また、支部長会等を通じて、執行部と支部の連携を深め会員と交流し、組織強化を図ることで組織基盤を安定させ社会に貢献する。
- ② 日整理事会、代議員会、近畿ブロック理事会、評議員会に出席し、日整及び近畿ブロックの運営に協力する。
- ③ 規程の見直しについて検討する。
- ④ 危機管理について協議する。
- ⑤ 福祉に関して行政と協議する。